

令和5年度

学校いじめ防止基本方針

稲沢市立稲沢北小学校

目次

- 1 いじめの防止についての基本的な考え方
- 2 いじめ防止対策組織
- 3 いじめ防止等に対する具体的な取組
- 4 重大事態への対応
- 5 学校の取組に対する検証・見直し

〈資料〉 重大事態の対応フロー図 取組の年間計画

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる可能性があり、いじめを受けた児童は心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、家庭、地域、関係機関との緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置について組織的に対応していく。子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるような魅力ある学校づくりに努める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を定期的（原則月1回）に開催し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主任・養護教諭および関係職員等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、児童の変化を見逃さないという意識を大切に、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学校だよりやホームページ等を通して、学校の取り組みや学校評価結果等を発信する。さらには、保護者や地域からの情報を得るために、開かれた学校づくりに努める。

エ いじめ事案への対応

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、全職員で情報を共有し、正確な事実の把握に努め、「いじめ・不登校対策委員会」のもと、迅速かつ適切な対応に努める。また、必要に応じて外部の専門家・関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、家庭と連携をとりつつ継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 教師と児童のふれあいを密にして、好ましい人間関係や思いやりのある気持ちを育て、全教師が一体となって児童の指導にあたる。全児童が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努める。

- イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく集団づくりを進める。
- ウ 全児童が「満足感」「達成感」「自己有用感」を獲得できるよう学校における教育活動を工夫する。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。また、児童の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組む。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ PTAの会合（全委員会・学級懇談会・個人懇談会等）などで、機会あるごとに家庭教育のあり方、いじめの防止策を話し合う。
- キ 長期休業中の事前指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。また、状況に応じて休業中に家庭連絡をし、児童の様子を確認する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、いじめ防止に関する児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- イ 担任による日頃の情報収集の手だてを講じ、教師間の情報交換を密にするなかから、問題の早期発見に努める。
- ウ いじめアンケートや教育相談を定期的に実施（原則年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- エ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携する等、児童が悩みを相談しやすい環境の充実を図る。
- カ 長期休業中の状況把握を行い、休業中のいじめ早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先に努める。
- イ 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、「いじめ・不登校対策委員会」においていじめに係る情報を共有し、迅速かつ組織的に対応する。また、情報共有を行った後は、事実関係を確認のうえ、対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 家庭への学校の指導方針の徹底を図り、児童の行動についての連絡を密にする。問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、家庭と連携をとりつつ継続的な指導・支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、必要に応じて警察署や関係機関等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態（法第28条第1項）が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、教育委員会の指導のもと「重大事態対応フロー図」に基づいて迅速かつ組織的に対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、教育委員会の指導のもと、事案に応じて適切な専門家の指導や参加などにより対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童・保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとする、いじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に3回実施（6月・11月・2月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「学校いじめ防止本方針（概要版）」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。

【 取組の年間計画 】

	いじめ不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○ 「学校いじめ防止基本方針」の確認	○ 相談室やSC、SSWなどを児童、保護者へ周知	○ いじめ相談窓口を児童、保護者へ周知 ○ 身体測定	○ PTA総会「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月		○ なかよし遊び		○ 学校運営協議会「学校いじめ防止基本方針」の説明
6月		○ 情報モラル指導	○ 教育相談アンケート、教育相談	○ 学校公開日 ○ 保護者への学校アンケート
7月	○ 全教職員による「取組評価アンケート」の実施検証	○ なかよし遊び		○ 個人懇談会 ○ 生徒指導懇談会
8月	○ 中間評価→検証			
9月			○ 身体測定	
10月		○ なかよし遊び		
11月			○ 教育相談アンケート、教育相談	○ 学校公開日 ○ 保護者への学校アンケート ○ 芸術鑑賞会
12月	○ 自己評価	○ 人権週間 ○ 赤い羽根共同募金 ○ 稲北フェスティバル		○ 個人懇談会
1月		○ なかよし遊び	○ 身体測定	
2月	○ 学校評価の結果を学校運営協議会で検討			○ 学校公開日 ○ 保護者への学校アンケート ○ 学校運営協議会
3月		○ 6年生を送る会 ○ なかよし遊び		
通年	○ 校内のいじめに関する情報収集 ○ 対応策の検討	○ 集会における校長講話 ○ 道徳教育 ○ 体験活動の充実 ○ 分かる授業の充実	○ 健康観察の実施	

※ いじめが発生した場合の対応は、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。

【重大事態の対応フロー図】

重大事態の発生

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。